

## 総 代 選 挙 の 公 告

寒河江川土地改良区定款附属書総代選挙規程第 4 条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和 4 年 2 月 1 日

寒河江川土地改良区  
理事長 奥山 喜男



記

1. 選挙の期日 令和 4 年 2 月 7 日
2. 投票開始の時刻 午前 9 時
3. 投票終了の時刻 午後 5 時
4. 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域			総代数 (人)
	市町名	大字名	字名	
第 1 区	河北町	(谷地)	砂田・月山堂・嶋・霊堂・岩木の一部を除く	12
		(西里)	下槇の一部	
		吉田	馬場・吉田東の一部	
第 2 区	河北町	(谷地)	根際。砂田・月山堂・嶋の一部	9
		(西里)	塩ノ淵・下槇の一部を除く 畑中全部。造山の一部を除く	
		溝延	馬場・千苺・扇田の一部	
	寒河江市		入倉の一部	
		箕輪	箕輪・箕輪沖の一部	
第 3 区	河北町	(谷地)	月山堂の一部	9
		溝延	馬場・千苺・西浦・不動木・扇田の一部を除く	
		田井	全部	
第 4 区	河北町	(谷地)	霊堂・岩木の一部	8
		吉田	馬場・吉田東の一部を除く	
		岩木	全部	
		新吉田	全部	
	村山市	大久保	全部	
第 5 区	河北町	(西里)	塩ノ淵の一部	5
			造山の一部	
		溝延	西浦・不動木・扇田の一部	
	寒河江市		道生・入倉の一部を除く	
日和田		日和田沖の一部		

選挙区	選挙区域			総代数 (人)
	市町名	大字名	字名	
第 6 区	寒河江市		道生の一部	3
		日和田	日和田沖の一部を除く	
		慈恩寺	全部	
		箕輪	箕輪・箕輪沖の一部を除く	
第 7 区	寒河江市	寒河江		12
		高屋		
		島		
第 8 区	寒河江市	長崎		9
		西根		
		日田		
第 9 区	寒河江市	八楯	川原	7
		米沢		
第 10 区	寒河江市	谷沢		9
		清助新田		
		高松		
		柴橋		
第 11 区	寒河江市	松川		3
		中郷		
計		大江町	左沢	86
			白岩 宮内	

5. 投票用紙に記載する総代の数 1人

6. その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員10人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を越えた選挙区にあっては、(4) の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。